

○西平企画官 事務局でございます。

委員お一人、もう少しで入ってこられるかと思いますが、もう定刻も過ぎておりますので、ただいまより第4回「死因究明等推進計画検討会」を開催させていただきたいと思っております。

構成員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、お時間をいただきましてありがとうございます。

今回は新型コロナウイルス感染症対策の観点から、このようなウェブ会議形式での開催とさせていただいております。

まずは、本日の構成員の出欠状況について申し上げます。

本日は、蒲田敏文委員、野口貴公美委員から御欠席の連絡をいただいております。

また、星周一郎委員、米村滋人委員から、用務の都合で途中退席されるという御連絡を頂戴しております。

なお、事務局でございますけれども、迫井と伯野、両名は別の公務のため、欠席させていただきます。御了承いただければと思います。

早速ですが、議事のほうに移らせていただきますので、マスコミ関係者の皆様方におかれましては、これ以降のカメラ撮りは御遠慮いただきますよう、お願いいたします。

それでは、以後の進行につきましては、佐伯座長に引き継ぎたいと思います。佐伯座長、よろしくをお願いいたします。

○佐伯座長 本日は、御多用のところ、お時間をいただきまして誠にありがとうございます。

座長の佐伯でございます。

まず、議事に入ります前に、事務局よりウェブ会議の進め方についての御説明をお願いいたします。

○西平企画官 事務局でございます。

本日のウェブ会議の進め方について御説明申し上げます。

まず、皆様方、マイクの設定につきましては、御発言時以外はミュートにさせていただきますよう、お願いいたします。

次に、御発言いただく際でございますけれども、このZoomのサービス内の「手を挙げる」ボタンをクリックしていただくとともに、確認のため、画面上でも実際に挙手等により合図をしていただき、座長からの御指名を受けた後に御発言いただきますようお願いいたします。また、御発言の際、先ほどお願いしたマイクのミュートを解除した上での御発言のほど、よろしくお願いいたします。

実際に御発言いただく際には、必ず冒頭にお名前を述べていただき、資料を参照いただく場合には、資料番号と該当ページ、また、該当箇所を明示していただきますようお願い

を申し上げます。

御発言終了後につきましては、またマイクをミュートにさせていただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

なお、進捗管理のために、事務局のほうからZoomサービス内のチャット機能を用いまして経過時間等をお知らせすることがございますので、そちらについても御承知おきいただければと思います。

以上でございます。

○佐伯座長 よろしくお願いいたします。

次に、前回の検討会で委員よりいただきました御質問について、担当省庁より回答をお願いいたします。

最初に、警察庁から説明をお願いいたします。

○警察庁 警察庁捜査一課検視指導室長の曾根と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから、前回第3回会議におきまして、都築委員から御要望がございました歯科医師、歯牙鑑定、身元不明死体等に関する資料を提出させていただいておりますので、御説明をさせていただきます。

参考資料1というものがございますけれども、まずこの1枚目でございますが、警察があらかじめ身元確認の協力等を依頼している歯科医師の数についてです。

本年4月1日現在の数値でございますけれども、全国で9,963名の歯科医師の先生方を登録等させていただきまして、身元確認の協力等をいただいているところでございます。とりわけ、人数が多い府県につきましては、歯科医師会等に所属している全ての歯科医師の先生方から協力を得られる体制を構築していると報告を受けております。また、登録等がゼロの県、具体的には4県ございまして、山梨、島根、福岡、沖縄でございますけれども、これらにつきましては、歯科医師の先生方の登録等はしてないのですが、個別の事案に応じて協力を得ていると報告を受けております。登録人数の差はございますけれども、各地域の歯科医師と各都道府県警察において、地域の実情に応じた協力関係が構築されていると承知しているところでございます。

次に、表の右側に補償の欄がございますけれども、補償につきましては、記載しておりますように、非常勤職員公務災害条例等の条例による補償が11府県、民間保険による補償が16県となっております。

次に、1枚おめくりいただきまして、裏面でございますが、資料2枚目になります。令和元年度におけます都道府県別歯牙鑑定謝金執行状況についてでございます。

資料にございます件数と金額ですが、国費により執行したものでございまして、平成31年4月1日から令和2年3月31日の間における合計件数と合計金額となっております。国費で取り扱う歯牙鑑定謝金でございますが、犯罪死体や変死体、または変死の疑いがある死体のうち、身元が判明していない死体につきましては、歯牙鑑定を行ったときに執行する

ものでございます。そして、警察庁では国費での執行状況のみ把握をしております。

最後でございます。資料3枚目になりますけれども、都道府県別身元不明死体の状況についてでございます。

都道府県警察におきまして、身元不明の御遺体を取り扱いますと、御遺体の身体特徴等を記載しました身元不明死体票という資料を作成しまして、警察本部鑑識課長等に送付することとなっております。この身元不明死体票の作成数を身元不明死体の件数として把握して、資料の左側の列に記載させていただいているところでございます。右側の列は令和元年末時点における身元不明死体票の保管数でございます。身元不明の御遺体の身元が判明した場合には、身元不明死体票を削除いたしますので、この保管数がその時点での身元が判明していない御遺体の数ということでございます。

警察庁からは以上でございます。

○佐伯座長 ありがとうございます。

続きまして、事務局から説明をお願いいたします。

○西平企画官 続きまして、お手元の資料参考資料2で、死因究明等推進地方協議会の現状について御説明をさせていただきます。

前回第3回検討会におきまして、野口委員から地方協議会について御発言がありましたので、現時点の状況などについて御紹介をさせていただければということでございます。

まず、「第1 現状」でございますけれども、現時点で39の都道府県で設置・開催済という状況になってございます。ただ、実際のところ、どのような運営がなされているかということにつきまして、これまで3月末までは内閣府が担当していたわけでございますけれども、国のほうから提示はされておらず、各地方協議会の自主性に委ねられてきたというのが現状でございます。

続きまして、「第2 地方協議会において示されているデータの例」でございます。まず「(1) 基本的なデータ」といたしまして①から④に分類して記載してございますけれども、人口動態統計の関係といたしまして、死因分類別の死亡数や構成割合、死亡率、年齢別死者数、死亡場所といったデータが出されております。

次に、②は検案の関係でございますけれども、検案医の数や検案の実施数、実施件数といったものが提示されているところでございます。

③は各都道府県の警察のほうで把握しているデータということでございますけれども、検視官の臨場率や死体取扱数、解剖件数などといったデータが提示されてございます。

④が各都道府県の法医学教室の関係のデータでございますけれども、解剖の実施件数、あるいは法医学教室の体制、医師の数や解剖補助員の数といったデータが提示されているところでございます。

このようなデータが提示された上で、個別の論点についての協議、議論がなされているところでございまして、幾つか例示をさせていただいております。入浴関連死や高齢者死亡事例、また、季節によっては熱中症でこれぐらいの方が亡くなられたというような分析

でございますとか、また、実際の大規模災害発生時における対応の検証といったものも持っている例がございます。

第3でございますけれども、実際に活発に活動していただいている自治体の例を挙げさせていただきます。

(1)の大阪府でございますけれども、初回に現状と課題を整理ということで、4点の課題、①、②、③、④と書いてございますが、このようなところが課題ではないかというような自己分析をしていただいた上で、協議会の意見を取りまとめていただき、また、その課題に対しての工程表というものも作成いただいております。その上で、半年に1回程度の頻度で協議会を開催していただいているようでございまして、逐次取組状況や今後の予定といったものの確認をしていただいているところでございます。

次に、(2)高知県でございます。高知県におかれましても、大阪府さんの例と同じように現状と課題を整理した上で、高知県における取り組むべき重点項目というものを高知県として策定し、その上で毎年協議会を開催していただきまして、重点項目ごとに各機関でどのような取組みを行ったのかということについて確認、議論をしてございます。

その他、滋賀県の協議会におかれましても、協議会としての提言を発信するなど、積極的な活動をされていると伺ってございます。

第4でございますけれども、これまで国といたしましては、まずは47都道府県全てに協議会を設置してほしいということで、そもそも設置することについての働きかけというものについて重点的に取り組んできたところでございますが、正直、実際に協議会でどのように議論をしていただくのかということについて明示的に示してこなかったという状況でございました。その結果、協議会の運営、実際に設置・開催しておられるところにつきましても、自主性に委ねるということでございますが、実際にやろうとしたら何をしたいのかよく分からないというようなお声も頂戴しておりまして、先日、総務省さんから御報告をいただきましたけれども、アンケート調査をしていただくと、何をしたいのか分からないという声が多かったというような状況になってございます。

このような状況を踏まえまして、厚生労働省におきましては、地方協議会の取組みの参考となるようなマニュアルの作成というものを考えておりまして、それを踏まえて各都道府県の協議会で積極的な議論を検討していただきたいと考えてございます。そのような取組みをきっかけに、地方協議会というものが全国に設置され、また、活発な御議論をお願いできればと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐伯座長 ありがとうございます。

地方協議会につきましては、実際に御参加されたことのある家保委員から何か御意見、御要望があればお伺いできますでしょうか。

○家保専門委員 御指名ありがとうございます。高知県庁の家保です。

高知県では、平成27年11月に協議会を設置しまして、まずは関係機関の顔合わせと取組

内容の共有化を図りました。その際に、検視の問題に加えて、AIの実施状況等が分かりにくいということで、協議会として死亡時画像診断の実態調査を行うということで、まずそれを共通事業として行いました。約140か所の病院、診療所から回答をいただきまして、今後も病院では37%ぐらいがAIに協力するというお話もいただくともに、いろいろな課題も見えてまいりました。その結果、協議会には、従来からの医師会、歯科医師会、県警、検察等に加えまして、放射線医会や放射線技師会にもメンバーに入らせていただきまして、AIを使いながらどのように死因究明の確度を上げていくかというような議論もさせていただいております。

そのような中で、高知県の中で課題となりましたのは、前回等でもお話をしましたが、高齢化に伴う検案に従事する医師の減少、広い県土に対して検死官の人数が少ないこと、AIに関する人材育成や協力体制の構築、それから、当県の場合、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が非常に高い確率で起こると言われておりますので、有事に備えての体制や、その体制整備に向けての準備、協力体制の構築などが課題ではないかとの認識の下、現在、取り組むべき重点課題として、関係者がこのような視点を持って共同して取組みを進め、PDCAサイクルによる取組みの進捗を考えております。

今年度は2月に協議会を開催いたしまして、今回は重点項目に沿った現状の課題を整理して、特に今回閣議決定されます推進計画を踏まえて、その内容が都道府県でより進むような形で議論していくような会にしたいと考えております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○佐伯座長 ありがとうございます。

以上、前回いただきました御質問について御説明いただきましたけれども、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

柳川委員、どうぞ。

○柳川委員 ありがとうございます。日本歯科医師会、柳川でございます。

警察庁の参考資料1に関する説明について質問させていただきます。

大変詳細な説明をありがとうございました。また、ここの2ページにある都道府県別の歯牙鑑定謝金の執行状況は初めて見させていただきました。質問なのですけれども、実際に都道府県の所轄の警察署からの歯科医師に対して歯牙鑑定の業務に当たってくれという要請は、ここの表に696とありますが、大体この3倍くらいの実数がございます。つまり、質問は、この3倍くらい歯科医師は業務に当たっているのだけれども、それが国費ではなくて都道府県の費用で賄われているのかということ伺いたいと思います。よろしく願います。

○佐伯座長 では、よろしく願いいたします。

○警察庁 警察庁の検視指導室の曾根でございます。

今、御質問を頂戴しましたが、これはおっしゃられるように国費の執行件数となっております。県によっては、例えば令和元年度の国費の対象に該当しなかったもの、具体的

には、犯罪死体や変死体以外のものを取り扱った場合は国費の執行対象にならないということもございますし、あと、埼玉などでは科捜研の職員が鑑定を実施しているという場合もございます。そういったような状況で、今、実際には3倍ぐらいというお話がありましたけれども、そういうことなので、国費を未執行の県が8県あると思うのですけれども、それはそういった理由で国費を執行していないということ。

すみません。ほかの部分は県費で対応しております。失礼しました。

○佐伯座長 柳川委員、よろしいでしょうか。

○柳川委員 ありがとうございます。

○佐伯座長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、今村聡委員より参考資料3を提出いただいておりますので、今村委員、御説明をお願いいたします。

○今村（聡）専門委員 ありがとうございます。今村でございます。

前回の会議でも、警察医の処遇の問題、あるいは都道府県医師会による取組みについて言及していただいた委員がいらっしゃったと思います。全国の警察医の現状、特に都道府県の医師会の中に設置を進めている部会の進行状況の現状などについてまとめたので、本日、資料として御報告させていただきたいと思います。

ただし、前回の会議では、警察庁から検視の立会いの謝金などについても詳細な資料を御提示いただいたわけですが、今回お示しするものは、今年の4月に日本医師会から各都道府県の医師会に実態調査をした際に得られた回答を基に作成しております。集計に際して疑義のある回答などは日本医師会から補足的に聞き取りなども行っておりますけれども、全てを詳細に把握できたわけではないので、謝金額など警察庁の資料と若干の齟齬があることはお含みおきをいただきたいと思います。

本日は時間も限られた中での御紹介であります。大変ビジーな資料となっておりますが、詳細な説明は省かせていただきたいと思いますけれども、そもそも今回このような資料を提出させていただいた趣旨は、警察から依頼を受けて検視立会業務を行っている医師の現状につきまして、医師会という観点から可能な限り現場の生の声をこの会議の皆様にお伝えしたいということであり、もちろん謝金額の問題や補償の問題もございますが、これは警察庁の問題だけではなく、国全体の施策に関わる課題としてお考えいただきたいと思いますところですので。

警察の検視立会いに協力する医師を、先ほど申し上げた「警察医」などと一般的に呼んでおりますけれども、この警察医を全国的に組織化して、医師の選任や委嘱、業務内容や待遇の整備、あるいは質の担保などを担う組織は、これまで「日本警察医会」という団体が存在しておりましたが、この組織自体は全国を網羅するものではなく、平成26年から新たに日本医師会と各都道府県医師会が協力して、各都道府県に「警察活動に協力する医師の部会」を設置して、全国的な組織化を進める方針となりまして、現行の推進計画にも記載されているところであります。

各都道府県に部会を設置するに際しましては、古くから地域内で組織されてきた「県警察医会」といった組織があるところの中には、これらの既存組織との関係をどう調整するかなどの問題から、当初は部会設置が進まないところも見られておりました。今回の調査では、県医師会の中に部会を設置することについてかなり進展がありまして、設置済みの地域はこの参考資料3の中で33地域、近々に設置予定が3地域。いまだ具体的な計画に至っていないところが9地域という状況であります。部会に所属する医師の数という欄は、実際に検視立会い業務をしている医師のみに限定しているところ、県内の各地域の代表など数名で組織しているところ、基本的に県医師会の会員は全員を部会員としているところなど、部会の考え方により構成人数に違いが現れております。

今後の地域における部会の役割や位置づけの問題とも関係してございますが、表の中央あたりから右の部分にある、この警察医の選任や任命の方法、名簿の作成と管理、報酬や災害時の補償などの点につきましては、地域によって違いがかなりあることが分かります。全てを統一することがよいのか、ある程度は地域の中での協議を経て決めていけばよいのか、この検討会としてそのような点も御議論いただければ幸いだと思っております。

それから、先ほどから何度も申し上げている警察医の名称につきましても、現状では協力医、嘱託医など、地域によって違いがあります。施策の円滑な推進という観点からは、全国的に共通の呼称が定められることが望ましいと考えておりますので、その点につきましてもいろいろ御意見をいただければと思っております。

以上、ありがとうございました。

○佐伯座長 大変詳しい調査をありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等はございますでしょうか。当面はよろしいでしょうか。

それでは、非常に貴重な資料を出していただきましたので、またこれに基づいて御議論いただければと思います。

では、議事次第に基づいて進めてまいりたいと思います。

議題1の「死因究明等推進計画報告書 骨子案について」、事務局より資料として提出しております。これらについては総論部分と各論部分に分けて議論を進めたいと思います。

まずは総論部分、全体構成について事務局から御説明をいただき、議論をしたいと思っております。

では、説明をお願いいたします。

○西平企画官 事務局でございます。

お手元の「資料」というもので骨子案を準備させていただいてございます。

まず前半といたしまして、全体構成と総論部分について説明をさせていただきたいと思っております。

これまでの検討会、あるいはオンラインミーティングなどで委員の皆様方から御意見を頂戴してございます。そういったものを踏まえまして、このたび骨子案というものを作成

させていただきます。

まず構成でございますけれども、大きく2つに分かれておまして、前半で死因究明等の現状と課題、基本的な考え方といった総論的な記述を行ってございます。お手元の資料でいうと1ページ目、2ページ目、3ページ目、4ページ目といったところまででございます。後半、5ページ目以降でございますけれども、死因究明等に関して講ずべき具体的な施策を記述するといった構成でございます。

資料の1ページ目でございます。こちら、冒頭の「はじめに」の部分におきましては、死因究明等の重要性でございますとか、あるいは死因究明等推進基本法が成立したということ、それから、死因究明等推進計画を策定する目的といったものを記載させていただきます。

2ページ目でございますけれども、まずは現状と課題ということを記載させていただきます。6行目から「(1) 現状」、15行目から「(2) 課題」ということでございますけれども、まず現状の部分でございます。現状といたしましては、死亡数及び死亡率の年次推移や将来推計、また、警察、海上保安庁における死体の取扱状況でございますとか、大学の法医学教室の教員等といったものを記載する予定としてございます。

15行目からの「(2) 課題」、死因究明等をめぐる課題の部分でございますけれども、法医学者、あるいは検案医等の法医学に携わる医師の人材確保のお話や、大学間、学部間の連携による教育研究拠点の推進といったものが課題ではないかということで記載させていただきます。

続きまして、3ページ目でございます。死因究明等の到達すべき水準と基本的な考え方ということで、「(1) 死因究明等の到達すべき水準の考え方」でございます。死因究明等につきましては、地域に関わらず等しく適切に行われる社会の実現が必要であろうということで、それを前提といたしまして、死因究明等が社会全体において重要な公益性を有するものとして認識されること、また、必要と判断された死因究明等が、死者あるいは御遺族の権利利益を踏まえつつ、資源の不足等を理由とすることなく実現される体制が整備されることが必要ではないか。また、全ての死因究明等が専門的科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に、適切に実施されることが水準として必要なのではないかとということを書かせていただいております。

3ページ目の中ほど以下、「(2) 死因究明等の施策の基本的な考え方」ということで記載をさせていただきます。死因究明等に関する施策につきましては、国及び地方公共団体が基本法の理念にのっとりまして、死因究明等に関する施策を策定し実施すること。この検討会で御検討いただいております、後半のところ書かせていただいておりますが、推進計画に記載された具体的な施策を実施する責務を有すること。それから、推進計画に記載された施策の対象期間といたしましては、原則として計画策定後3年程度を目安することといったことを記載させていただきます。

前半部分の説明としては以上でございます。

○佐伯座長 それでは、ただいま御説明いただきました総論部分、全体構成等について御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

久保委員、どうぞ。

○久保専門委員 福岡大学の久保でございます。

現状と課題、そして、到達すべき水準のところでは。前回のこの検討会でも、我が国における死因究明に求める到達すべき水準というものを書き込みたいという発言をさせていただきました。具体的に来年度の計画の中で数値目標を掲げることは困難だと思うのは当然ですけれども、「我が国の死因究明として到達すべき水準を検討する」ぐらいの書き込みはこの到達すべき水準の課題の中に入れることができるのではなからうか。これを来年、再来年、3年目と続けながら、そして、具体的に検案医の配置だとか死因究明のために施すべき諸検査等の項目の到達目標を明らかにできればいいと思って意見を述べさせていただきました。いかがでございましょうか。

以上です。

○佐伯座長 ありがとうございます。

ただいまの久保委員の御意見につきまして、まずは他の先生方からご意見はございますでしょうか。

では、事務局のほうから何か。

○西平企画官 御意見ありがとうございます。

今、この場でできる、できないということを申し上げるのがなかなか難しいところではございますけれども、おっしゃることの御主旨は非常によく分かっておるつもりでございますので、受け止めさせていただきます。今回お示しさせていただいておりますものは骨子でございますので、次回、報告書の案ということで文章にしたもので御提示させていただく中で、どのようなことができるか検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○久保専門委員 よろしく願いいたします。

○佐伯座長 ほかにはいかがでしょうか。

家保委員、どうぞ。

○家保専門委員 家保です。ありがとうございます。

まず1点目、法文上は地方公共団体ということになっておりますが、實際上運営するのは都道府県でございます。ですので、骨子などにも一定その点をはっきり明示していただいた方がいいのかなと思います。

あと一点、指定都市の扱いをどうするのかということについても、それを念頭に置いて各論などを記載していただきたいと思います。

それから、地方公共団体といいますと、都道府県警察も一応地方公共団体のところに入ってまいります。これは各論のところに入っていくと思いますけれども、その関係についても一定意識したような記載が望ましいかなと思います。

2ページに戻っていただきまして、現状の点でいいますと、人のことについては比較的分かりやすく書かれているのですが、AIの問題とか、前回の資料で出していた検査機器などの現状についてもきちんと評価をしておくほうが望ましいと思います。

それから、2ページの「(2) 課題」のところ、3つ目のポツですが、各地方公共団体における死因究明等推進地方協議会の設置や活性化とあります。活性化は課題だと思いますけれども、設置を課題とするには、新しい基本法ができた時点ではちょっとピントがぼけているような気がします。都道府県や地方としては責務が明示されておりますので、その点については活性化だけで良いと思います。

その下のところ、検案医等の処遇の確保というところは非常に大事なことだと思います。ただ、この前の文章で、「大規模災害時を見据えた検案・身元確認の体制の確保、検案医等の処遇の確保」というように言いますと、どうしても大規模災害のほうメインという感じが出てまいります。ですので、別にきちんと全体のところで人を確保する意味での施策として、検案医等の処遇の確保というものをひとつ独立させたほうが良いと思います。

以上でございます。

○佐伯座長 大変貴重な御意見、ありがとうございます。

近藤委員、どうぞ。

○近藤専門委員 近藤です。

現状のところですけれども、今日、歯科医師の現状の報告があったわけです。ここを見ますと、今のところ、いわゆる警察協力医の状況も載せるのであれば、やはり本日提出された歯科医師に関しても載せておく必要があるのではないかと思います。そうしますと、後の大規模災害とかでは必ず歯科医師の先生方との協力も必要なわけですので、現状、せっかく数字があるのですから、ここは載せておく。僕が言うことではなかったのかもしれませんが、今日、資料の提示がありましたので、発言いたします。

もう一点ですけれども、課題のところ、これは今後いろいろ出てくると思いますけれども、一つは、今、医療安全の調査機構がやっている医療関連死というか診療に関しては完全に別個にするのかということ、この法律をつくるときに私と久保委員が直接お手伝いさせていただきましたが、当時の与党案の最初の段階では、医療事故、医療関連死についても死因究明の法律で扱うという文章があったわけですが、最終的に野党案の中で一部そこが削られて、現在、それに関しては医療安全の事故調と、私もその学会代理委員で行っていますけれども、死因究明という広い意味で考えますと、そこに関してどのように考えていくかということも今後の課題の一つかと思っておりますので、将来的な課題として検討していただければどうかと思います。

以上です。

○佐伯座長 ありがとうございます。

今村聡委員、どうぞ。

○今村（聡）専門委員 ありがとうございます。

今の近藤先生の御意見に関してですが、検討そのものはしてもいいのかもしれないのですが、診療関連死については既に医療事故調査制度という一つの確立した、今、それが本当にどこまで実態に即して機能しているかというのはいろいろな御意見はありますけれども、少なくとも制度としてはきちんとした形でもう進んでおりますので、それをまた新たに今回のこちらの死因究明推進の中に取り込むというのは非常に混乱を招くのではないかと、そういうことをまた一緒にするんだということが公に出ることだけでまた混乱するのではないかとという危惧を持っておりますので、今回診療関連死について言及することについては、私個人としてはあまり賛成はできないと申し上げておきたいと思えます。

○近藤専門委員 今の今村委員の御意見は承知しました。載せるといよりは、何らかの形でリンクしていく必要があるのかなと思っているので、僕も今回は載せる必要はないと思うのですが、一つの今後の課題というよりも、広い意味で、将来的にはそこもリンクというよりもうまくかみ合ったようなものが必要とちょっと思ったので発言させていただきました。どうもありがとうございます。

○佐伯座長 どうぞ。事務局からお願いいたします。

○西平企画官 事務局でございます。

今、近藤委員、あるいは今村委員のほうからお話のありました件に関しましては、死因究明等推進基本法の第31条におきまして、医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによると明文で規定されているということをお参考までに申し上げさせていただきます。

以上でございます。

○佐伯座長 ほかにはいかがでしょうか。

今村知明委員、どうぞ。

○今村（知）専門委員 今村です。

質問なのですが、先ほどの家保委員の質問に関して、今回、地方公共団体という表現で都道府県と政令指定都市、中核市とかの区別をどのようにこの死因究明法ではされているのかということをもう少し説明をお願いしたいのですが、今までは都道府県知事の権限で全部委員会の設置とか監察医の話をしていると私は思っていたのですが、これは政令指定都市の場合は政令指定都市への委任がされているようなものなのでしょうか。もしこれは中核市などの場合は、中核市にそれが移行されているものなのでしょうか。そこら辺のところ、ぜひ追加で御説明いただけるとありがたいです。

○西平企画官 事務局でございます。

死因究明等推進基本法におきましては、都道府県あるいは政令市といったものを書き分けておらず、全て地方公共団体というような規定になってございます。ですので、地方公共団体である限りにおいては、都道府県以外にも市町村や政令市もあるというのは家保委員がおっしゃるとおりではございますけれども、これまでの施策といたしましては、各都道府県警察、あるいは法医学教室といったものは事実上都道府県単位ということになって

いることもあって、都道府県単位でやられているというのが実情かと思えます。ただ、実際の検案の在り方などになりますと、市区町村レベルでの医師会さん、あるいは警察署単位での連携といったところは、それはそれとして行われているのではないのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○今村（知） 専門委員 そうすると、今のところは都道府県知事と限定されて施策を打たれているわけではなくて、各市町村の判断でやってくださいというような位置づけでもあるということなのでしょうか。

○西平企画官 基本法上、具体的に都道府県なり、あるいは地方自治体において何か権限が付与されているというわけでは必ずしもございませんで、地方自治体の責務、あるいは地方協議会の設置の努力義務でございますとか、そのようなものが規定されているというところでございます。それを市町村単位あるいは政令市単位でやるのが禁じられているわけではない、法文上は地方公共団体と書いてございますので、別にそれをやってはいけないという話ではございませんで、やっていただけるのであればやっていただくことも可能かと思っておりますけれども、事実上、今までは都道府県単位でそのような協議会をやっていただいておりますということでございます。

以上でございます。

○今村（知） 専門委員 分かりました。そうであれば、先ほど家保委員がおっしゃったように、これは地方公共団体という曖昧な表現ではなく、もう少し都道府県や、頑張っほしければ政令指定都市というような表現が入ってくるべきかなと思えます。

私の意見としてはそう思うということで、以上です。

○佐伯座長 ありがとうございます。

都道府県と書くことで特に何か支障がなければ、特定したほうが明確なのかもしれませんので、何か問題があるかまた検討していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。総論部分についてはこのぐらいでよろしいでしょうか。

それでは、もしまた総論部分について御意見がありましたら戻っていただいても結構です。次に、各論部分である具体的施策について説明をお願いいたします。

○西平企画官 事務局でございます。

そうしましたら、後半部分につきまして、具体的な施策の部分でございますけれども、説明をさせていただければと思います。

お手元の資料5ページ目以降が具体的な施策について記載をしているところでございます。

5ページ以降、死因究明等に関し講ずべき施策ということで、基本法の第10条から第18条にまでに掲げられております9つの基本的施策ごとに関係する省庁を明らかにしながら、具体的な施策の概要を記載させていただいております。

今後の予定でございますけれども、今回の検討会における御議論やオンラインミーティ

ングでいただいた御意見も踏まえまして、また、基本法におきまして、施策については原則として具体的な目標及びその達成の時期を定めると記載されてございますので、そのようなことも念頭に置きながら、文章の形で案を作成いたしまして、次回の検討会においてお示ししたいと考えているところでございます。

こちらの骨子の資料でございますけれども、旧計画といいますか、今あります計画との関連性を明らかにするために、便宜上5ページのところをグレーアウトしてございますけれども、旧計画に掲げられております施策を継続あるいは更新するものについては○、新規の施策につきましては◎、また、再掲している場合もございまして、そちらについては◆の印を各施策の冒頭に振ってございまして、最終的にはこのような○とか◎という記載ではない形の計画になるということでございます。

そうしましたら、基本的施策ごとに掲げられております具体的な施策の概要につきまして、順を追って説明をさせていただきたいと思っております。時間の関係上、網羅的な説明はできず、幾つか抜粋するような形での御説明とさせていただきたいと思っております。

そうしましたら、5ページ目12行目から「(1)死因究明等に係る人材の育成等」でございまして、死因究明等に関する専門的知識を有する人材を確保することができるように、医師、歯科医師等の育成及び資質の向上、あるいは死因究明等に係る業務に従事いたします警察官や海上保安官等の育成及び資質の向上に必要な施策というのがこちらの項目でございまして。

例えば15行目でございまして、医師、歯科医師等の育成及び資質の向上のための施策といたしまして、大学等におけます死因究明等に係る教育推進のための取組の継続・拡大とほかの大学への成果の普及。

あるいは、20行目でございまして、死体検案研修(上級)の研修内容の充実を通じまして、検案する医師の充実及び技術力の向上。

それから、飛びまして、26行目でございまして、都道府県医師会と都道府県警察によります合同研修会等の積極的な開催と、海上保安官の積極的な参画といったものを掲げさせていただいてございます。

ちなみに、今申し上げました合同研修会のお話につきましては、医師のみならず警察官、あるいは海上保安官の育成及び資質の向上にも資するというところでございまして、次の6ページ目になりますけれども、20行目、再掲ということで警察官等の職員の育成及び資質の向上のところでも掲げさせていただいているところでございます。

同じく6ページ目、28行目から「(2)死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備」ということで記載させていただいております。大学におけます死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の維持・拡大と、ほかの大学への成果の普及という文部科学省さんの施策を掲げてございます。

6ページ目一番最後のところから「(3)死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備」でございまして。

7 ページ目でございます。一番上のところでございますけれども、地方協議会の設置・活用の要請。

8 行目でございますけれども、先ほど説明させていただきました各地方公共団体の取組みの指針となりますマニュアルを厚生労働省において作成するという。それから、地方公共団体版の計画の策定の要請といったものを記載させていただいております。

10 行目、◎のところでございますけれども、各地方公共団体におけます死因究明等に関する実態調査を厚生労働省において実施することを記載しております。

12 行目でございますけれども、地方公共団体におけます死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備への支援といったものを新たに掲げているところでございます。

同じく、22 行目から、次は「（４）警察等における死因究明等の実施体制の充実」という項目でございます。検視官の運用や司法解剖経費等について検討の実施、薬毒物等の検査を実施するための体制整備や関係機関との連携といった施策を掲げさせていただいております。

続きまして、8 ページ目でございます。

17 行目から「（５）死体の検案及び解剖等の実施体制の充実」でございます。

まず、検案の実施体制の充実に必要な施策でございますけれども、25 行目でございます。死体検案研修、基礎編でございますけれども、こちらへの参加について広く医師の方に働きかけること。

それから、9 ページ目でございます。4 行目のところでございますけれども、検案において必要とされた検査、解剖についての費用の支援でございますとか、あるいは8 行目でございますが、死亡診断書、死体検案書の様式の見直しや電子的交付の実現に向けた検討。

10 行目でございますけれども、検案医の方が判断に迷うような場合などにおきまして、法医の方に御相談することができる体制の構築といったものを掲げさせていただいております。

それから、解剖の実施体制の充実というような施策といたしまして、17 行目でございますけれども、死因究明等を行うために必要な検査、解剖等を行う施設、設備の整備費用の支援というものを掲げさせていただいております。

同じく9 ページ目、25 行目から「（６）死因究明のための死体の科学調査の活用」でございます。

34 行目でございますけれども、薬毒物検査の実施に必要な標準品の提供を可能とする枠組みの検討というものを掲げさせていただいております。

10 ページ目でございます。

3 行目、警察におけます必要な定性検査の確実な実施。

それから、7 行目、海上保安庁におけます必要な定性検査の確実な実施などを記載しております。

同じく11 行目からが死亡時画像診断の活用ということで、それに必要な施策を掲げてご

ざいます。

18行目でございますけれども、死亡時画像診断に関する研修のさらなる充実を通じまして、医師や技師の方の技術向上などを記載させていただいております。

10ページ目、32行目からでございますけれども、「（7）身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備」ということで、おめくりいただきまして11ページ目でございます。3行目でございますけれども、身元不明死体情報と行方不明者情報を対照するに当たって、DNA型情報及び歯科所見情報の活用を図るために構築したシステムの適正かつ効果的な運用。

11行目でございますけれども、電子カルテ等に口腔審査情報標準コード使用を実装できるように周知を実施することや、歯科診療情報により身元確認に活用できるデータベースの構築についての検討の実施といったものを掲げさせていただいております。

20行目からが「（8）死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進」でございます。

まず、死因究明により得られた情報の活用に関しましては、23行目の○でございますけれども、死因・身元調査法に基づく関係行政機関への通報。

それから、その下でございますけれども、異状死死因究明支援事業等を通じて解剖や死亡時画像診断の事例をデータベースに収集・分析をいたしまして、死因究明体制の充実でございますとか、疾病予防に活用すること。

12ページ目でございますけれども、1行目でございます。検査や解剖結果につきまして、検案や読影を行った医師へ捜査に支障のない範囲で情報提供することといったことを掲げさせていただいております。

8行目から死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進というところでございますが、9行目でございます。司法解剖等の犯罪捜査の的行われた死体に係る死因等につきまして、捜査への影響等に留意しつつ、遺族に対して丁寧な説明を実施すること。このようなことを記載させていただいております。

それから、同じページ23行目でございますけれども、「（9）情報の適切な管理」というものを記載しております。死因究明等によって得られた情報につきまして、死者や御遺族の方の権利利益等に配慮して適切に管理されるよう、例えばデータベースの設置等の新たな施策を始めたときはルールを作成するなど、必要な施策を実施することを記載しております。

具体的な施策につきましては以上となりますけれども、最後に13ページ目を御覧いただければと思います。

「4 推進体制等」ということでございますけれども、まず7行目でございます。「（1）推進体制と計画の見直し」ということで、各省庁の掲げられた施策につきましては、少なくとも毎年1回のフォローアップということで、その中で必要な改善方策について担当する省庁が検討する機会を設けること。また、基本法に基づきまして、計画策定後3年を目

途に検討を加えまして、必要に応じて見直すことというようなことを記載してございます。

次に、14行目から「(2) 中長期的な課題」ということで、何度か申し上げているとおり、計画につきましては施策の対象期間を原則として3年としてございますが、その計画には掲げられないけれども、中長期的な課題として引き続き検討を要する事項につきましては、検討会の報告書というところで記載してはどうかということで項目を掲げさせていただいてございます。

あと、お手元、参考資料4といたしまして、元の大きさで言うとA3の大きな資料になりますけれども、旧計画の施策の移動につきまして、一覧として用意させていただいております。

説明につきましては以上でございます。

○佐伯座長 ありがとうございます。

論点の⑤以降に挙げられた死因究明等に関し講ずべき施策に基づいて、これから各委員から御意見、御質問をお願いしたいと思いますけれども、多岐にわたりますので、項目ごとをお願いしたいと思います。

久保委員、どうぞ。

○久保専門委員 福岡大学の久保です。

項目ごとというところで、個別にまた発言をさせていただくつもりですけれども、今、チャットのほうにも書かせていただいたのですけれども、大学法医学教室というのは地域の死因究明の様々な場面で対応しております。例えば、教育であれば実務研修も含めて地域の医師会の先生方の研修、また、実際に解剖業務も行いますし、様々な諸検査にも協力しております。そういう意味で、地域の死因究明の中核を担う大学(法医学教室)の充実・支援という形で、何がしか省庁からの支援をいただけないかと。地方の大学、法医学教室は独法化以降、予算が少なくなっておりまして、大きな研究費を獲得することができた大学法医学教室は機器の充実ができますけれども、今になって既に解剖の後の顕微鏡検査、標本をつくる装置すらない、薬毒物検査の機械なんて数千万するからもってのほかですけれども、そういうような基本的な機器すらないという状況が発生しております。これが地域格差の大きな原因と考えております。ぜひ地域の死因究明の中核を担う大学(法医学教室)の充実・支援ということで、文部科学省なり厚生労働省なり、関係各省庁から底上げで支援をいただければ。文部科学省はさらに拠点と言っていますけれども、拠点となる前に地域全ての点が消えてなくなることが危惧されておりますので、ぜひ御検討いただきまして、関係する部位にこういうふうな文言を入れていただければと思います。よろしくお願いたします。

○佐伯座長 関連した御意見等ございますでしょうか。

では、今村聡委員、それから今村知明委員、お願いたします。

○今村(聡)専門委員 ありがとうございます。

個別のところというよりも全体的なお話になるかもしれないのですけれども、先ほどの

総論のところ、2ページの課題の中に「大規模災害時を見据えた検案・身元確認の体制の確保」ということで大規模災害のことを書いていただいているのですが、実際に個別の課題のところを見ますと、いわゆる身元確認のところ、11ページに、先ほど御紹介があったように歯科情報ということで大規模災害というものが取り上げられております。

しかしながら、昨今大規模災害が非常に増えているということもありますし、東日本大震災のときには身元確認のために歯科医の先生方が全国から派遣されたり、あるいは検案するための医師を全国から確保しなければいけないというような課題であるとか、基本的にはそれぞれの地方公共団体がいろいろな体制を整備するといっても、大規模災害時になると、結局県を越えて日本全体としての取組みをしなければいけないことになると思っておりますので、今から何か項目を立てるとするのは難しいのかもしれないのですが、非常に特殊な大規模災害のときの体制づくりということは一つ項として立てていただいてもいいのではないかなと思っておりますので、御検討いただければと思います。

それから、個別のことに入って恐縮なのですが、検視・調査への医師の立会いにつきましては、3の(4)か(5)、これは7ページから9ページにいろいろ書いてあるのですが、ぜひそういった医師の処遇改善への取組みの道筋を何らかの形で記載していただくと大変ありがたいかなと思っておりますので、これは要望でございます。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○佐伯座長 では、今村知明委員、どうぞ。

○今村(知) 専門委員 先ほどの久保委員の関連の意見ということで、私、久保委員の意見に全く賛成でございます。今、文科省では推進すべき事例、もしくは重点の法医学の拠点というのは力を入れてもらっているのですが、底上げということがすごく重要だと思うのです。各都道府県から見たら、各都道府県の法医学教室が動いてくれるかどうか全てを決すると思うので、教育体制の充実という意味でも各大学の法医学教室の直接の支援が必要だと思いますし、また、法医学会をはじめとして、法医学を志す人全体への支援というのももっともっと必要だと思います。実際に専門医、指導医はまだ足りない状況ですので、これをどう増やしていくかということと関連して、ぜひ項目としても立てていただいて対応を考えてもらいたいと思います。

意見としては以上です。

○佐伯座長 近藤委員、どうぞ。

○近藤委員 久保委員と今村委員のおっしゃるとおりで、本当は(2)の教育及び教育の拠点の整備のところ、言おうと思ったのですが、拠点の整備はもう結構というか、やはり今村委員が言われたように、個々の大学の法医学教室に対するきちんとした何らかのサポートを、これは拠点としての予算ではなくて、実際に我々解剖をした者は医学教育に用いているわけです。学生にその後の病理検査の結果を供覧させたり、また、興味深い事例についてはスライドを使って学生教育に使用する。ということは、日本の場合は大学に法医学教室があるということは、やはり医学教育の一環を担っているということですので

で、単なる拠点だけではなくて、それぞれの各法医学教室に対するきちんとした何らかの予算措置というものを文部科学省には考えていただきたい。ですから、その辺もどこかに記載するのか、拠点計画だけではなくて、個々の法医学教室プラス拠点とするのか、検討いただければと思います。

○佐伯座長 それでは、個別のところでもまた御議論いただきたいと思いますので、順番に行きたいと思いますが、まず、まさに今のお話ですけれども、「(1) 死因究明等に係る人材の育成等」について御質問、御意見等ございますでしょうか。

沼口委員、お願いします。

○沼口専門委員 名古屋大学の沼口と申します。よろしくお願ひいたします。

この(1)の人材の育成等と書かれました5ページ目の29行目の○の部分に関して、お願ひあるいは御提案がございます。ここに「検査や解剖結果について検案や読影を行った医師へ調査に支障の生じない範囲で提供する」とうたわれておまして、これは後ほど、情報の利活用のところにも同じ項目が挙げられていたかと存じます。

第2回の当会議の警察庁の資料を拝見いたしますと、検査や解剖のことにも触れられていますが、その前段階で調査ということを行っておられるとのことで、例えば死体等の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査もされているとあります。検案等を行う上で、これらの情報は非常に重要な意味を持つと思いますし、人材育成のためにもこのフィードバックをいただけることは大変貴重と思いますので、この「検査や解剖結果について」という部分を、「検査や解剖結果」に加えて「調査結果」と明記していただくか、あるいはせめて「検査や解剖結果『等』」とつけていただくか、警察庁の方の御意見もお伺いしたいと思うのですが、御検討いただけないでしょうか。

以上です。

○佐伯座長 警察庁のほうから何か御意見はございますでしょうか。

○警察庁 警察庁でございます。

今、沼口委員からお話をいただきまして、まず、検案と解剖結果につきましては、現在も検案医の先生、あるいは読影医の先生に対して全国で結果の提供を行わせていただいておりますところではありますが、我々、御遺体を見るだけではなくて、沼口委員がおっしゃられたように、お亡くなりになられた場所の調査とか、関係者の方々にいろいろお話を聞いた内容というのも事件性の判断、犯罪死見逃し防止という観点から重要なものとして我々は収集するわけなのですけれども、それを一律にできるかということ、事件性があるもの、あるいはそうでないものと個々の案件によっていろいろ違うと思うのですが、今おっしゃられたのは「調査結果」あるいは「等」という言葉でくくるのはいかがかというお話でしたけれども、この場での即答はなかなか難しいです。

いずれにしろ、そういったように捜査の支障等から考えていかなければいけないのですが、そもそもこの項目は正確な人口動態統計につながるものとし挙げさせていただいておりますので、従来からそういった観点から検案医の先生方に適切に情報提供させていただ

いているところですので、警察が行った調査結果等について、そういう観点から言うと、ちょっとまた目的が違うのかなという感じはしないでもないというのが本音であります。

○警察庁 警察庁の捜査一課長の松田と申します。

今の室長の言葉に加えまして付言させていただきます。

結局、検案や読影を行っていただく医師の方の育成だとか質の向上ということが、我々にとっても将来の犯罪死、警察にとっては犯罪死というところが一番ポイントなのですが、それを見逃し防止にも資するということを考えておりますので、ぜひそこはいろいろな人材育成に協力していきたい。

ここはやはりその検査、解剖等が一番メインかなというところで書かせていただいておりますが、その他のことについても、結局捜査の支障のない範囲で御提供するということはもちろんあり得ることだと考えております。ただ、ここに書くかどうかというのは、メインがどうなのかということかと思っておりますので、これは分かりましたので、引き取って検討させていただきます。ただ、調査というのは、我々、死因身元調査法の調査ということで使っている場合もありますので、そここのところの文言も整理させていただいた上で、捜査に支障のない範囲で、先ほど申し上げた医師の方々の質の向上が警察にも役立つといったところの観点から検討させていただきますので、どうかよろしくお願いします。

○沼口専門委員 御検討につき、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○佐伯座長 では、また検討いただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

柳川委員、どうぞ。

○柳川委員 ありがとうございます。

6 ページに2 か所あるのですが、3 つ目の○の後半部分なのですけれども、「都道府県歯科医師会と」というところで、後半の「歯科医会連絡協議会等に対する事例紹介等の協力」というのは少し具体的にイメージが湧きにくいのですが、どんなことを意味しているのか教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○佐伯座長 これは警察庁から御説明いただくのでよろしいのでしょうか。

○警察庁 今お話のありました「歯科医会連絡協議会等に対する事例紹介等の協力」というところなのですけれども、都道府県警察のほうで定期的に歯科医師の先生方との協議会を行っておりまして、それに警察の検視官等も参加させていただいて、例えばデンタルチャートを使った身元確認の好事例といったものを紹介させていただいて、身元確認が効率的に進めるように警察としても御協力させていただいているというところでございます。

○佐伯座長 柳川委員、よろしいでしょうか。

○柳川委員 ありがとうございます。何となく分かりました。

多分全国で行っているこういう合同研修会みたいなところに、警察庁等からいろいろな事例紹介をして、いい事例があったら横展開していくというようなイメージだと分かりましたが、1 点、先ほど日本医師会からも御説明があったのですが、ここに記載されている

歯科医会連絡協議会というのは実際には実態がないのです。47の都道府県歯科医師会のうち、95%以上は警察歯科協力医会とかいろいろな名称のものがございませけれども、ここにある歯科医会連絡協議会というものは現在ございませので、また調整が必要だと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○佐伯座長 その辺についてはいろいろとインプットをお願ひしたいと思ひます。

今村知明委員、お願ひいたします。

○今村（知）専門委員 5ページ目の人材育成のところ、地域枠、緊急医師確保枠の人を法医学の世界へ誘導するという話が議論としてもあつて、事務局からもそれは各都道府県の判断で緊急医師確保枠が一種の選択にはできるようになっているはずだということをお答えいただいていると思ひますけれども、それは各都道府県にあまり周知されていないという状況があるので、ぜひどこかでそれが読めるように書いてもらいたい。ここで新しい項目を立てるかどうかは御判断だと思ひますけれども、今までの地域枠や医師確保枠の中で、これからの医学部の学生が選ぶということであれば、法医学も選択できるというのは、各都道府県の判断でできるのだということをごひどこかに明記してほしいと思ひます。

という要望ということで、お願ひします。

○佐伯座長 ほかにはいかがでしょうか。

中山委員、どうぞ。

○中山専門委員 死因究明等に関わる人材の育成ということで、いろいろと新しい観点も加えていただき、大分見えてきました。

1つ、やはり各省庁の縦割りのところを何とか協力していただきたいということもございまして、法医学教室、大学の法医学という観点で見ますと、文部科学省が支援しているという現状がございませけれども、大学の附属病院のように厚生労働省と文部科学省が共同して人材及びその検査に必要な費用であるとか、整備の費用等を負担いただくような、そういった省庁を超えた形での連携に基づく対応をしていただければ非常にいいのではないかと考えております。

9ページの17行目あたりですかね。今回、死因究明等を行うために必要な検査、解剖等を行う施設の整備費用の支援を厚生労働省がやっていたらというようなことが少し書いてあつて、大変進んだと思ひますけれども、例えば人員についても文部科学省と相談しながらしっかり支援していくというところをごひどこかに書き込んでいただければと思ひますが、いかがでしょうか。御検討をお願ひいたします。

○佐伯座長 星委員、お願ひいたします。

○星専門委員 ありがとうございます。

ちょっと遅れて申し訳ないのですがけれども、先ほどの沼口委員の御意見との関係で、余計なことを補足させていただければと思ひますけれども、警察が持っている情報というのをどういう領域でどこまで利活用できるかというのは、実はいろいろな領域でも問題にな

り得るところでございまして、今回の件でも、やはり捜査、刑事司法に載ってしまっている情報なのか、あるいは行政調査の範囲の中での情報なのかということについても、情報の取扱い方は違ってくるところがあり得るわけです。あと、もちろん捜査への支障や、調査目的への支障が生じないかとか、御遺体そのものではなくても御遺体の周囲へのプライバシー保護の関係など、いろいろ勘案しなければいけないところは一方ではあろうかと思っておりますので、慎重な検討が必要になるかと思っております。

ただ、他方で、こういったような情報を可能な範囲で共有していただくことが、全体として解剖の質の底上げにつながっていくというところがあることも事実であるかと思っておりますので、警察庁様の整理の下、全国の県警さんとの間でもぜひ認識の共有を図っていただければと思っております。

すみません。余計なことを失礼いたしました。

○佐伯座長 御意見ありがとうございます。

では、沼口委員、次に都築委員、お願いいたします。

○沼口専門委員 再び申し訳ございません。

星委員、どうも御教示ありがとうございました。

今回のこの件に関しまして、総論のところ、3ページの10行目になろうかと思っておりますが、この死因究明等は公益性を有するということを宣言していただいておりますので、公益性のある相当の事由であるというようなことを斟酌いただいて、適正にいろいろ開示していただけるとうれしいなと思った次第です。よろしくお願いいたします。

○佐伯座長 続きまして、都築委員、どうぞ。

○都築専門委員 ありがとうございます。日本歯科大学の都築です。

先ほどの教育の部分ですかね。資料の6ページの9行目、そして、その上の7行目なのですけれども、9行目に「医学部・歯学部・薬学部の教育責任者等が参加する会議」ということが書かれていて、これは全国の学部長会議のことなのかなと思ってはいるのですが、これは従来も文科省さんはやられていたことだろうと思うのです。そこの確認をさせていただきたいということと、その上の7行目、「死因究明等に係る教育事例等について」というところは具体的にどんなことをイメージされているのか、教えていただければと思っております。

○佐伯座長 文科省のほうから何か。どうぞ。

○文部科学省 文部科学省でございます。

御質問ありがとうございます。

まず6ページの9行目の◎ですけれども、これはもともと対応していたものではありませんが、医、歯、薬ばらばらに書いてございまして、今回改めて一つにまとめて書かせていただいた都合上、新規の整理とさせていただいているといったところでございます。その後の医学部・歯学部・薬学部における死因究明等に係る教育事例につきましては、先ほどお話にありましたけれども、拠点事業等を行っております、その中での優れた取組みに

つきまして各学部長会議等で紹介をさせていただいているといったものでございます。

あと、これまでお話に出ておりました法医学教室の拡充、充実につきましては、文部科学省といたしましては、私立大学に対しましては私学助成で、国立大学につきましては国立大学法人運営費交付金に基づきまして、大学の教育研究体制の充実を図っているところでございます。これに加えて、大学の中の特定の分野に対します支援をしていくというのはなかなか難しいということが現状でございます。

先ほど先生方からも御意見がありましたように、この施策の中で、様々な省庁から、もしくは都道府県からの支援というものが想定されておりますので、この辺をうまく工夫することにより対応していくことが重要なのではないかなと考えております。

加えまして、改めて今回来年度の予算でさらに拠点の拡充をしていくつもりでございますが、それは大学間の連携も進めていただくということで、大学間の連携、都道府県の連携を踏まえた拠点整備を図っていきたいということで予算を政府原案に盛り込んでいるところでございますので、この辺も含めて対応していければと考えております。

以上でございます。

○佐伯座長 近藤委員、どうぞ。

○近藤専門委員 先ほど沼口委員が言われた情報提供の部分なのですが、確かに僕もよく解剖した結果を臨床の先生からどうだったと聞かれることがあります。多分これは解剖結果とか検査結果について臨床の先生にフィードバックするという意味だと思います。この点については、臨床医同士であると恐らく患者さんを紹介したときに診察した結果が全部返ってくるというようなイメージだと思います。ある意味で、我々としてもその辺は医療情報として提供できるものは我々の範囲内で考えてフィードバックを行っていますし、結構事件性とかいろいろな問題になった部分はやはり捜査機関と相談した上で、ですから、大ざっぱな、例えば最初の発見時の状況だとか、そういうものはある程度になるのですが、その辺の検査結果については、多分ケース・バイ・ケースでの対応になるかと思えます。ですから、最終的には非常にナイーブな事案といえますか、いわゆる捜査と非常に密接した情報になると、我々自身ももらっているわけではありません。逆に言うと、我々が知り得た解剖結果、検査結果をすぐにお教えすることも微妙なところがあるので、ただ、恐らく臨床の先生方が言われているのは、自分たちが最初に見た状況としてどういうことだったのだろうと。死因が外から見たらよく分からなかったのだけれども、検視・解剖したらどういことがあったのだろうということで、主に多分医療情報などに関しての調査ということでよろしいですね。

○佐伯座長 沼口委員、どうぞ。

○沼口専門委員 近藤委員、ありがとうございます。

私どもは子供の不詳死を見させていただくのに際して、医療情報以外にも調査の結果、例えば何センチの厚さの布団で寝ておられたかとか、どういう向きで子供が発見されたとか、そういう医療情報には含まれない調査情報が死因確定のために極めて重要だと考えま

す。そういうことについて、もちろん捜査の支障にならない範囲でお教えいただければということをお少し念頭に置いておりました。ありがとうございます。

○近藤専門委員 多分今おっしゃられたことというのは、我々、解剖する立場は大体全部その情報をもたらしているのですよね。ですから、多分警察庁の方もその辺の部分で判断されて、今後少しは提供されるというか、我々も絶対に全てをもらっているわけではないのですけれども、その微妙なところで、警察庁のほうもなかなかすぐに答えられなかったというのはそんなことだと思います。

あと、文科省の方にお尋ねしたいのですけれども、運営費交付金として各大学に出しているということでしたが、確認させていただきますと、それは昔司法解剖の一部、解剖の一部の検査費等について、例えば各大学の指定の解剖体数に関しては警察庁ではなく文科省から検査費が出るという、そのことでよろしいのですか。

○文部科学省 ありがとうございます。文部科学省でございます。

全体として一般的に交付金という形で、特に法医学に限らず、大学の体制充実のための基盤的な経費として運営費交付金を入れている、その部分をどのように配分するかというのは基本的に大学に任されているものですから、それに加えて、教育の視点から一つの特定の分野に対して支援をしていくことはなかなか難しいという意味で申し上げさせていただいたということでございます。

○近藤専門委員 今の質問の意図は、私、学会や地方会などでほかの大学の先生からいろいろ聞かれるのですけれども、以前、我々の頭の中では、各大学に対して司法解剖何体分に関しては文科省が検査費を出すという認識でいたわけなのです。それが正しいかどうかは別として、そういうふうな認識です。それをいろいろな大学の先生が、うちの大学はその分出してももらっていないとか、大学から下りてこないとか言うことはあるのですけれども、文科省としては運営費交付金として出しているという認識でいいのですか。

○文部科学省 今、実際に運営費交付金の中にその金額が含まれているかどうかは確認しないと分からないのですが、少なくとも平成16年に法人化する前に、それが支払われていたとすると、法人化のときには基本的には前々年度の予算額につまましてスライドする形で支出していますので、全ての積上げを細かくはしていない状況ではあるのですけれども、収支差補助という形で運営費交付金を交付している観点からすると、当初は含まれている可能性が高いのではないかとはいえますが、細かくは確認しなければ分からないところでございます。

○近藤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐伯座長 では、後で確認いただきたいと思います。

久保委員、今の点についてでしょうか。どうぞ。

○久保専門委員 福岡大学の久保です。

細かなことはもう結構ですが、そうなりますと、地方の大学法医学教室を直接支援することはできないということであれば、文部科学省が今募集されているように、拠点化した

大学と各地方の大学が大学間の連携を図りながら法医学教室を充実していく。そして、47都道府県の大学がそれを基に底上げするというのを考えるべきだという御意見と承ってよろしいのでしょうか。文部科学省の方に質問です。

○文部科学省 ありがとうございます。

私どもとしては、大学の内部組織に関しまして、こういう分野のこういう人を充実すべきということは直接的には支援できないと思っていますので、医学のこの分野に限りませんけれども、大学全体として予算の状況は厳しい状況がありまして、ここはやはりそれぞれの大学法医学教室でもそれぞれの得意不得意があると思うので、得意分野を集めて連携、ネットワークを構築していただいて、それで教育に展開する。加えて、都道府県とも連携していただいて、いい取組みをつくっていただきたいと思います。それが隣県とまたリンクすることもあると思いますし、別なグループは別なグループで手をつないでやっていくということも望ましいとは思いますが、そのような展開を図っていくべきではないかと考えているということでございます。

○佐伯座長 よろしいでしょうか。

まだまだ御意見はありますかと思えますけれども、だんだんあとの残り時間が心配になってきまして、順番に検討していきたいと申し上げたのですが、残りの時間を有効に活用するために、どの項目からでも結構ですので、ここはぜひ言っておきたいというところから御発言いただければと思います。司会が不手際で申し訳ありません。

久保委員、どうぞ。

○久保専門委員 福岡大学の久保です。

一気に(9)に飛んでよろしいでしょうか。情報の適切な管理のところですが、今、私ども解剖とか死亡時画像診断のデータベースの部会のほうにも参画しておるのですが、情報の適切な管理を行う組織を地方公共団体、これまでの議論であれば都道府県に置いたほうがよろしいのではなからうかと私は思うのですが、そこは今回の計画の中に書き込むことができますでしょうか。すなわち、都道府県において適切な情報を管理する部門を設けると。いかがでしょうか。

○西平企画官 この場で即座にそれが書ける、書けないということはなかなかお答えしにくいところではございますけれども、基本的に先生がイメージされているものをもう少しお伺いさせていただいて、書けるかどうか検討させていただければと思います。すみません。

○久保専門委員 よろしいでしょうか。

いろいろなデータを大学法医学教室なりが全部入れ込むというのはかなり負担がかかるような気もする。では、これを検案のお医者さんが全部するのか、検案した症例のデータを医師会の事務局がするのか、様々なところ、データをどのように管理するかということを決めるほうが先なのでしょうけれども、ちゃんとした部署を設けて人を配置しておかないと、データベースだけつくっても入力を徹底しないとうまくいかないと思ひまして発

言いたしました。

以上です。

○佐伯座長 どういうデータベースをどこに設置するかということとも関係すると思いますので、さらに御検討いただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

都築委員、どうぞ。

○都築専門委員 ありがとうございます。

今回の一番下にある横長のA3の参考資料4の1にまた戻ってしまうのかもしれないのですが、右側の「【ご参考】第3回検討会における指摘事項・論点等」の一番上の欄の下のところです。歯科医師が死体を検査することの法的根拠の整備をしっかりとやってほしいということを前回申し上げさせていただいたのですが、これは左側の施策の中のどこに反映されているのでしょうか。

○佐伯座長 事務局からお願いいたします。

○西平企画官 左側は、現在の計画の項目に対して今回骨子で示させていただいているものを見え消しさせていただいているものがございますけれども、委員御指摘の項目については、今のところ旧計画のほうにも書いてございませんし、現行の骨子のところにも記載はされていないというようなことでございます。

以上でございます。

○都築専門委員 ということは、今回の骨子の中にこれは含めないということなのでしょうか。

○西平企画官 これは骨子ということで、最終的な報告書に向けて事務局のほうでたたき台として作らせていただいたものがございますので、それ以上でもそれ以下でもないというのが正直なところでございます。

○都築専門委員 分かりました。

例えば、一番最後の13ページの中長期的な課題というところで、法の改正ということになってくるとそんなに短期的には難しいと思われまので、例えばこの中長期的な課題などに文言として残すということは難しいのでしょうか。

○西平企画官 そこについてはちょっと検討させていただきたいと思います。

○都築専門委員 よろしく申し上げます。

○佐伯座長 家保委員、どうぞ。

○家保専門委員 家保です。よろしく申し上げます。

「(3)死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備」という項目につきましては、均てん化という観点から記載であると思います。その中で、7ページの上から2つ目、もしくは3行目と12行目に「地方公共団体に対し、薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備の要請」、あるいは「支援」とございます。厚生労働省としては、具体的に各都道府県にこういう機関があるという想定をされている

のか、もしくは大学の法医学教室、県警の科捜研というような部門を想定されているのか、  
どういうふうなイメージなのかということをお教え願いたいと思います。

○西平企画官 具体的に各地方地方でそういう専門的な機能を果たすために、どのような  
ところでどのようなことをやっておられるかというのは様々な形態があらうかと思ってお  
ります。科捜研の場合もあるでしょうし、大学の法医学教室の場合もあるでしょうし、大  
学の中のほかの学部との連携の中でやっていただいているところもある。様々あらうか  
と思っておりますけれども、そういった専門性の確保に対しまして、各都道府県、各地自治  
体のほうで考えていただきたいですし、そのような取組みに対して何らか支援ができない  
だらうかということを書かせていただいているというのがこちらの記載の趣旨でございま  
す。

以上でございます。

○家保専門委員 そうしましたら、地方公共団体、都道府県でいいますと衛生研究所等  
でも一部できますが、そういうところも含めてですけれども、全体の中で考えるという理解  
にさせていただきたいと思います。

それはそれでよいのですが、(3)の項目のまず最初に、死因究明等推進地方協議会云々  
と書いていますが、これはあくまでも調整機関であって専門機関ではない部分ですので、  
これが最初に来るのは一般の方から見ても非常に違和感を覚えるような記載の順番になる  
かなと思います。その点は整理していただいた方が良くと思います。これは意見でござ  
います。

以上です。

○佐伯座長 ありがとうございます。

近藤委員、どうぞ。

○近藤専門委員 私も、9ページ目14行目から解剖の実施体制の充実といろいろ書いてい  
ただいているのですけれども、設備、施設等はもちろんいろいろと必要なものは充実して  
いただきたいのですが、機械とかがあれば必ずそれを動かす人がいるのですけれども、ど  
うしても全体を見ますと、人材に対すると、人件費に関わるここ以外にも全  
体的にあまり記載がないので、結局この部分が最終的にはネックというか、機械があつて  
も必ずそれを動かす人が要りますので、人件費についても本当は記載していただければな  
と。

あと、「(5)死体の検案及び解剖等の実施体制の充実」というところで、医師会等  
についての研修会等いろいろと書かれている中で、ここでも実施体制の充実をするためには、  
ひょっとしたら先ほど今村委員もおっしゃられたかもしれませんけれども、繰り返しにな  
ったら申し訳ないのですが、やはり検案医師もしくは歯科検案医師の身分についてのきち  
んとした何らかの補償といえますか、そういうものも何らかで明記しておかないと、これ  
は主に研修とかそういうことだけになっていますので、この辺りは僕は必要ではないかな  
と思います。検案する先生方、歯科医師の先生方も含めて、皆さんもともと本来の職、先

生方の診療がある中での検案に対する御協力ですので、その辺りをきちんと身分的なものも含めながらの記載があったほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

○佐伯座長 ほかにはいかがでしょうか。

柳川委員、どうぞ。

○柳川専門委員 ありがとうございます。

7ページの下段でございます。「(4) 警察等における死因究明等の実施体制の充実」ですが、一番下の○のところでは身元不明遺体云々で、最後のほうに「構築したシステムの適正かつ効果的な運用」となっております。前の計画のときに、たしか同じような趣旨で整理、保管、対照する仕組みを構築するという記載であったと思います。したがって、その後、前の計画の中身を反映して、警察庁でこういった身元不明の御遺体の情報に関してシステムを構築した。その構築したシステムをしっかり運用しようという書き方になっているのですが、最終的な計画の中では、この構築されたシステムはどういうシステムなのかということが明確ではないので、ある程度説明ができるようなものを記載したほうがいいのかと。これは要望です。よろしく願いいたします。

○佐伯座長 佐藤委員、どうぞ。お待たせいたしました。

○佐藤専門委員 ありがとうございます。産経新聞社、佐藤好美です。

7ページの上半分に書いてある(3)です。拝読したときに、「地方公共団体に対し」という文章がたくさん並んでおりまして、なかなか分かりにくい文章だなと思いました。何が分かりにくいかというと、具体的に誰が誰に頼んで、誰がやるのかということが、これで当事者に分かるのかなという気がしたからです。誰がという方は、役所が括弧で入っていますので、頼む方ははっきりしているのですが、頼まれるのは地方公共団体で、地方公共団体は頼まれた後、実働部隊として携わるのか、また、例えば8行目にあるような施策形成を行ったり、10行目にあるような実態調査を行ったりして、それをその後、誰と共有してどう運営していくのかが分からないと、なかなか現実には動かないのではないかな、と思いました。

総論で家保委員と今村知明委員が指摘された問題と同じだと思いますが、現実問題としては、末端にいる、例えば保健所や都市医師会、警察などが、それぞれにカバーしているフィールドが少しずつずれていて、そういうところが横の連携をきちんと取って頂くことで、初回から申し上げているように、生きている人も死んでいる人も両にらみで見られるようになると、検視に携わる医師も増えていくと思いますし、それから、検視に入らずに済む人が無駄に入ってくることも避けられると思いますので、地方公共団体に流した情報が、ゆくゆくはどのように情報共有されて、現場の末端まで届くのかということがイメージできるようにしていただきたいと思いました。骨子に書くべきことではないかもしれませんが、頭に置いていただいて、読んだ関係者が、自分のことを言っているんだ、と分かるようにして頂ければありがたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○佐伯座長 貴重な御意見、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

今村聡委員、どうぞ。

○今村（聡）専門委員 ありがとうございます。

小さなお話ですし、先ほど既に何回か出ていたお話なのですがけれども、沼口委員から警察からの様々な検査や解剖結果以外の情報の活用というお話もございましたが、厚生労働省に質問したいのは、12ページの5行目にいわゆるCDR、「子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組みについて検討（厚生労働省）」と入っているのですが、先ほどのお話だと、例えば警察の周辺状況に関わるものについても、一部のものについて捜査に必要がないもの、関わらないものであれば活用できるというようなお話もあったかと思うのですが、これは厚生労働省だけになっておりますけれども、ここに書かれている項目というのは、先ほどの5ページのものとは全く無関係の情報という意味で書かれているのでしょうか。それとも、それはやはりここで検討するような話になるのか、もしそうであれば、ここは「厚生労働省」だけではなくて「警察庁」も入れておいていただいたほうがいいのかとちょっと思ったので、質問させていただきました。

○西平企画官 厚生労働省でございます。

12ページのCDRの関係のところでございますけれども、今日、担当課のものが別の公務で来ていないものですから、お答えは難しいところではございますが、いただいた御指摘を踏まえまして、担当省庁のところはまた政府部内で御相談させていただきたいと思っております。失礼いたします。

○今村（聡）専門委員 よろしく願いいたします。

○佐伯座長 どうぞ。

○警察庁 警察庁捜査一課長でございます。

先ほど私が別のところで申し上げたことについて、関連してのことなのですが、もしかしたらちょっと誤解をお与えしてしまったかもしれないのですが、我々、得ている情報を提供するに当たって、星委員や近藤委員からも御指摘いただきましたとおり、法律上の制約であったり、第三者、もしくは関係する人のプライバシーの問題であったり、個人情報保護の法律の問題であったり、様々な制約がございます。従来より一貫してそういった法律上の制約や捜査への支障、第三者のプライバシー等の問題のないところを個別に検討して御提供するというスタンスで一貫してやっておりますので、そういったことで、CDRにつきましても同じようなスタンスでやっていくのかなと思っております。

このところで、個別の事案に対する御提供と、国の全体の情報の蓄積に関する提供というところでまたちょっと変わってくるのかもしれませんが、行政機関として我々警察が保有する情報の活用がいろいろな制約の上でもなされるべきという観点は持った上

で、いろいろ検討していきたいと思っております。

抽象的で申し訳ございませんが、以上でございます。

○佐伯座長 原田委員、お願いいたします。

○原田専門委員 2点あるのですけれども、1点は、最初のほうの基本議論なのですが、この前地域格差の解消というのが一つの大きな目的だということで、論点③のところは死因究明等が地域に関わらず等しく適切に行われる社会を実現するという大きな目標を掲げていただいている、これは大変結構だと思うのですが、この地域格差をなくすということ自体の具体的な方策というのは必ずしも明確ではなくて、先ほど底上げをする、予算の問題とかそういう部分であれば分かるのですが、この一番大事な文言のところの対応というのはどこにあるのか、ちょっと勉強不足で分からないのですが、教えていただけないでしょうか。

○佐伯座長 では、事務局から。

○西平企画官 事務局でございます。

具体的にこれをやると地域格差が全てなくなるというような話、そういう項目があるわけでは必ずしもございません。このような地域格差をなくすために、日本全体でまさに底上げなのか、あるいは目詰まりが起こっているところを解消していくための施策として後半にいろいろな施策を掲げさせていただいておりますけれども、現状、こういった施策を講じることによって地域格差の解消に向けた一歩、あるいは前進ができるのではないかとというようなことで掲げさせていただいております。

抽象的な回答になって大変恐縮でございますけれども、我々の考え方としては以上でございます。

○原田専門委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一つ、非常に細かい点ですけれども、先ほどの警察庁の御説明にも関連するのですが、12ページの(9)のところ、以前も出ていますが、遺族等に対して丁寧な説明ということなのですが、これは実務的なお話で申し訳ないのですけれども、實際上、この説明というのは口頭に限られているのか、あるいは証拠資料になり得るような死体検案書などの書面も提供して御説明になるということを予定しているのか、ケース・バイ・ケースなのか、教えていただきたいと思っております。

○警察庁 警察庁でございます。

遺族への御説明が口頭か書面かというところなのですけれども、犯罪捜査が行われている、行われていないという区別はあるのですが、基本的には口頭でまず行います。当然、第三者などのプライバシーの保護にも配慮しながら、御遺族の不安や疑問などをできる限り解消するというところで説明を行っております。あと、御遺族から例えば死因に係る書面の提出を求められた場合につきましては、犯罪捜査が行われていない死体につきましては、事実を簡潔にまとめた書面を交付して説明を行っております。そして、御遺族の要望があれば、例えばCTの写真ですとか画像のようなもの、参考資料も添付して説明を行っている。

他方で、検視も含んだ犯罪捜査が行われた死体につきましては、やはり刑事訴訟法の規定等によって原則として書面の交付は難しいと考えております。

以上です。

○原田専門委員 よく分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○佐伯座長 久保委員、どうぞ。

○久保専門委員 福岡大学の久保です。

簡単なところですが、11ページの15行目から「身元不明死体に係る」という海上保安庁の文言がありまして、その中の16行目に法医学教室との協力関係の強化というのがございます。同様の内容が6行目、これは警察庁なのですけれども、「身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定が適切に実施できるように関係体制を整備」と、このところも、もしよろしければ法医学教室との連携を図るということで、法医学教室にもDNA鑑定をしっかりとやっているところもあるので、身元不明の御遺体のときにお手伝いできることもあるかと思えますけれども、同様な記載にしていただければと思います。よろしくお願ひします。

○佐伯座長 これは法医学教室を含めると文科省が入ってくるということでしょうか。そういうわけではないですか。

○久保専門委員 いえ、そこまで深読みしておりませんので、お手伝いをさせていただきますとの意味です。

○佐伯座長 ほかにはいかがでしょうか。次回、文章化に向けた作業が始まるようですので、ここで御意見があれば言っていただければと思います。

久保委員、どうぞ。続いて、今村知明委員、どうぞ。

○久保専門委員 福岡大学の久保です。

この場にそぐうかどうか分からないので、お話を聞かせてほしいのですけれども、埼玉県に防衛医科大学校というものがございます。埼玉は人口も多いところで、埼玉には埼玉医科大学もありますけれども、国立大学もない地域で、防衛医科大学校も地域の死因究明を担っておるのですが、やはり個別に聞きますと、防衛省の管轄の大学校であるがために、こういうふうな死因究明や司法解剖も含めて十分な連携が取れていないというところがあるのですけれども、司法解剖は今回の話とは関係していませんが、こういうふうな話というのは、やはり埼玉県の連絡協議会か何かで詰めていったほうがよろしいのでしょうか。地元の大学の先生方から相談を受けている経緯もございますので、ちょっとだけお話をさせていただきましたが、もしお答えできる部署があればお話を聞かせてください。よろしくお願ひします。

○西平企画官 事務局でございます。

私が不勉強なためなのか、防衛医科大学校なり埼玉県の状況というのを承知しておりませんので、確認はしてみますけれども、ひとえに防衛医科大学校が地域医療なりを担って

おられるというのであれば、同じように死因究明につきましても都道府県の中でどのような位置づけにするのか、埼玉県の中で御検討いただき、設置者がどうしても防衛省さんになってまいりますので、この場にはないものですから何ともお答えしかねるところではございますけれども、枠組みとしては埼玉県さんの中で考えていただき、必要な支援は防衛省が行うということなのかなと考えます。

以上でございます。

○久保専門委員 ありがとうございます。

○佐伯座長 では、今村知明委員、どうぞ。

○今村（知）専門委員 12ページの3行目の死亡診断書の件なのですが、何度かこの会議でも意見を言わせていただきましたけれども、今、死亡診断書は検案書、項目数が選べるようになっているのですけれども、それが集計されていないという問題があります。今回、様式の見直しの中でそれを選べるようにすることも可能性があるのでしょうかけれども、様式の見直しが後手に回るのであれば、既にデータとしてはあるものなので、そいつの集計はぜひ早いうちからやっていってもらいたいと思います。それは文章化のときにぜひ留意して書いてもらえるとありがたいです。

以上です。

○佐伯座長 では、御検討いただきたいと思います。

まだまだ御意見はあるかと思えますけれども、そろそろ予定の時間が近づいてきましたので、必要があれば事務局のほうにインプットしていただければと思います。

本日の会議につきましては、特に公表に適さない内容はなかったと思われまので、御発言者名を明らかにした議事録を公表することとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○佐伯座長 では、そのようにさせていただきます。

次回の検討会の日時については、既に日程調整等していただいておりますが、詳細が決定次第、別途事務局から御連絡をお願いいたします。

それでは、これにて第4回検討会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。